

議案第68号

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年10月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第1条の2第13項」を「附則第1条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(設置) 第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)対策のための事業に必要な資金を確保するた め、小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(設置) 第1条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1.3項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)対策のための事業に必要な資金を確保するた め、小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>規定の整備</p>

議案第69号

小金井市清掃関連施設整備工事請負変更契約について

小金井市清掃関連施設整備工事施行のため、次のとおり請負変更契約を締結する。

令和2年10月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小金井市清掃関連施設整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一者随意契約 |
| 3 | 契約金額 | |
| | (1) 変更前 | 1,094,500,000円
(うち取引に係る消費税・地方消費税額99,500,000円) |
| | (2) 変更後 | 1,111,330,000円
(うち取引に係る消費税・地方消費税額101,030,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 浅沼・関 特定建設工事共同企業体
東京都立川市曙町一丁目15番1号
所長 冨々良 太一 |
| 5 | 工期 | 契約確定日の翌日から令和4年3月18日まで |

(提案理由)

小金井市清掃関連施設整備工事の施行に当たり契約変更の必要があるため、本案を提出するものであります。

議案第69号資料

小金井市清掃関連施設整備工事

- 1 案件名 小金井市清掃関連施設整備工事
- 2 履行場所 小金井市東町一丁目198番地3他
- 3 案件概要

- (1) 設計
- (2) 工事

ア プラント設備工事

- (ア) 受入・供給設備
- (イ) 集じん・脱臭設備
- (ウ) 給水・排水設備
- (エ) 電気設備
- (オ) 計装設備
- (カ) 雑設備
- (キ) その他設備

イ 土木建築工事

- (ア) 建築工事
- (イ) 土木工事及び外構工事集じん・脱臭設備
- (ウ) 建築機械設備工事給水・排水設備
- (エ) 建築電気設備工事電気設備

- 4 主な変更点 建築機械設備工事給水・排水設備の変更
- 5 変更理由

清掃関連施設整備工事について、令和2年3月に契約を締結し、同年4月から進めてきた基本設計がおおむね完了したところである。

令和3年1月からは建築工事の着工を予定しており、この間、敷地外給水管の敷設工事については、東京都と協議を重ねてきたが、最終的には、都道14号線（東八道路）の道路下にある給水本管から当該施設東側道路部分までを敷設することとなった。

施設整備工事の初期に行う地盤改良工事及び建物基礎コンクリート工事用水供給に必要な給水設備の追加工事を行うものである。